



令和7年度集団指導

障害児系サービス

1 障害児通所支援事業所の 指定申請・更新等について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
療育支援班



目次

- 1 指定申請について
- 2 指定更新について
- 3 注意事項（新規・更新共通）
- 4 変更届について

1 指定申請について

①市町村への事前相談

- ・開設しようとする事業所所在地の市町村に対して、開設予定月の4～5か月前頃に、実施する事業の内容等を説明し、事業内容が当該市町村の障害福祉計画等に整合するか、相談を行ってください。(1月開設の場合は8～9月頃)

※事業相談シートの提出に間に合うように相談してください。

実施時期	手続き等の内容	県	事業所等	市町村
4か月前 月末まで	①事業所等から市町村への事前相談 (事業相談シート等により相談)		○ → ○	○
	②事業所等で事業相談シートの作成		○	
	③事業所等から県へ事業相談シートの提出 (ちば電子申請システムによる)	○ ← ○	○	
3か月前 25日まで 25日から	④県による事業相談シートの確認 県から事業所等へ補正依頼	○ → ○ ○ ← ○	○	
	⑤事業所等から県へ指定申請等の書類の提出	○ ← ○	○	
2か月前 10日まで 月末まで	⑥県から市町村へ事業所情報を通知	○ → ○		○
	⑦市町村から県へ指定等に係る意見書の提出	○ ← ○		○
	⑧県による指定申請等の確認 県から事業所等へ補正依頼 ⇒ 補正完了	○ → ○ ○ ← ○	○	○
1か月前	⑨県における審査 ⇒ 翌月1日付けで指定・通知	○ → ○	○	
事業開始 1日			○	

1 指定申請について

②事業相談シートの提出

- ・事業相談シートを提出フォーム（ちば電子申請サービスから、開設予定月の4か月前の末日までに提出してください。（1月開設の場合は9月30日まで）
- ・提出された事業相談シートを県で確認し、補正等が必要な場合は対応を依頼します。
- ・補正等が必要となった場合、開設予定月の3か月前の25日までに対応してください。（1月開設の場合は10月25日まで）

1 指定申請について

③申請書類の作成

- ・ 指定申請を行う法人は、県ホームページから様式をダウンロードし申請書類を作成してください。
- ・ 「書類一覧」に掲載しているすべての書類のご提出が必要となります。

※障害児通所支援の多機能型で、同日付で申請する場合、サービス毎に様式が分かれている書類を除き、複数サービスの内容を1枚にまとめることも可能。

- ・ 令和8年4月1日以降の申請等について、様式等が変更となる予定です。
詳細は別途お知らせします。

1 指定申請について

④事前相談（開設予定月の2か月前の15日頃までに）

- ・ 開設予定月の2か月前の15日頃までに第1回目の事前相談にお越しく下さい。
（1月開設の場合は11月15日頃まで）
- ・ 来庁日時については電話予約を行ってください。
- ・ 事前相談では申請書類の確認等を行います。
- ・ 開設予定事業所に配置予定の児童発達支援管理責任者の方との面談を実施します。

1 指定申請について

⑤書類提出（開設予定月の2か月前の末日までに）

- ・開設予定月の2か月前の末日までに書類の不備等を全て修正し、申請書類を提出してください。
（1月開設の場合は11月末日まで）

※郵送の場合、末日必着でご提出いただく必要があります。

※末日が休日の場合は、翌営業日が提出期限となります。

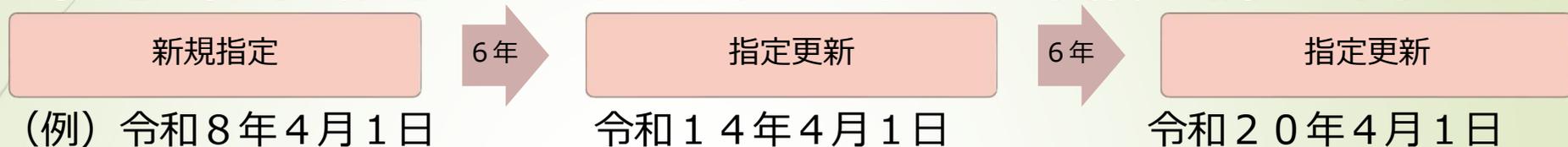
- ・提出書類に不備等がある場合、申請を受理できなくなる可能性があります。

⑥審査・指定

- ・審査の結果、指定要件を満たしている場合には指定通知書を発送します。

2 指定更新について

- 指定は有効期限を6年としており、6年ごとに更新が必要となります。



- 指定有効期限の1～2か月前までに申請書類を提出してください。
- 多機能型事業所で、サービスごとの指定時期が異なる場合でも、指定更新は同じタイミングで行うことができます。
- (例) 児童発達支援を令和8年4月1日に開始し、その後令和9年4月1日に放課後等デイサービスを追加し多機能型事業所となった場合、児童発達支援の指定有効期限日である令和14年4月1日に両方のサービスの更新が可能です。

3 注意事項（新規・更新共通）

■建物の安全性等の状況について(参考様式11)

・「土砂災害確認等情報」

→ちば情報マップで事業所の位置を確認し印刷

ちば情報マップ>防災情報>土砂災害警戒区

※更新時は、更新時点の内容に修正をお願いします。

- ・建築基準法、都市計画法、消防法、その他関係法令に適合しているか、**必ず申請までにご確認ください。**

※平面図や設備要件については、**事前に確認すること**も可能。

(参考様式11)		令和 年 月 日提出	
建物の安全性等の状況について			
事業所情報	運営法人名		
	事業所(住居)名		
	事業所(住居)所在地		
	サービス種別		
建物情報	建築年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 / 不明	
	構造	造 / 不明	
	階数(延べ床面積)	階建 (m ² / 不明)	
	スプリンクラー設置状況	設置済 ・ 未設置(設置予定: あり・なし)	
	所有・賃借の別	自己所有 ・ 賃貸借	
	使用形態等	建物全部使用 ・ 建物一部使用 一部使用の場合: 階数(階部分)、面積(m ²)	
土砂災害確認等情報	土砂災害警戒区域等の確認結果(ちば情報マップ)	確認日	令和 年 月 日
		指定等の有無	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域等の指定なし <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域(土石流) <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域(土石流) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域(地すべり) <input type="checkbox"/> 基礎調査予定箇所 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域(指定予定) <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域(指定予定) <input type="checkbox"/> その他()
建物の化情報	耐震診断の要否	要・不明	昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物・時期不明
		否	昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物(以降の回答は不要)
	上構で要・不明の場合	耐震診断	実施済み ・ 未実施 ・ 不明
		診断実施日	平成・令和 年 月 日
	耐震診断の状況・結果	診断結果	
耐震診断実施済みの場合	耐震改修	実施済み ・ 未実施 ・ 不明	
	改修実施日	平成・令和 年 月 日	
耐震診断・耐震改修未実施・不明の場合		(診断) 令和 年 月実施予定・未定 (改修) 令和 年 月実施予定・未定	
	耐震化の確保に係る今後の予定等	【耐震診断又は改修ができない理由】	

3 注意事項（新規・更新共通）

■外観および内部の様子のわかる写真

備品搬入後の、支援が開始できる状態の写真を提出

■事業計画書

5領域の各領域毎に具体的な支援内容を記載（支援プログラムの添付でも可能）

■送迎を行う場合

車のナンバーがわかる写真、車検証（自動車検査証記録事項）、安全装置の設置がわかる写真（3列シート以上の場合）を提出

4 変更届について

- 報酬が上がる加算の変更（加算の新規取得、区分が上がる等）

→変更する月の前月15日までに提出

※郵送の場合、15日必着でご提出いただく必要があります。

※15日が休日の場合、翌営業日が提出期限となります。

- その他の変更（管理者、児童発達支援管理責任者、運営規程、区分が下がる等）

→変更の日から10日以内に提出

4 変更届について

■変更届提出に係る留意事項

- ・ 変更する事項により、必要な添付書類が異なります。県ホームページの「変更届提出の際に必要な添付書類一覧」をご確認ください。
 - ・ 全ての変更において、変更届出書の提出が必要です。
 - ・ 変更届出書について、変更の内容も必ずご記入ください。
- ※加算変更の場合も同様に記入をお願いします。

4 変更届について

・加算の変更の場合には、追加や区分変更を行う加算の種類ごとに、体制等状況一覧表の右側に記載のある必要書類等のご提出が必要です。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無(※1)	定員増減(※2)	施設等区分	またる障害種別	事業所名()					運用開始日	必要書類等	
					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地			15. 五級地
各サービス共通					地域区分							
児童発達支援 障害児通所給付費			1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害児等 2. 重症心身障害	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙1-1
					定員超過	1. なし 2. あり						別紙28
					職員欠加	1. なし 2. あり						
					児童発達支援管理責任者欠加	1. なし 2. あり						
					開所時間繰上	1. なし 2. あり						運営規程
					開所時間繰下区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
					自己評価結果等未公表繰上	1. なし 2. あり						別途提出
					児童指導員等加配体制(1)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員(保育士)						別紙18 別紙3 資格証(写)
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II						別紙10、別紙3、資格証(写)
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(写)
					療養士配置体制(※4)	1. なし 2. その他療養士 3. 常勤療養士 4. 常勤管理療養士						別紙4、別紙3
					特別支援体制	1. なし 2. あり						別紙6、資格証(写)
					施設行動障害加配体制	1. なし 2. あり						別紙23、別紙3、研修終了証(写)
					巡回体制	1. なし 2. あり						車検証、写真
					巡回体制(重度)	1. なし 2. あり						別紙5
					延長支援体制	1. なし 2. あり						運営規程
					専門的支援加配体制	1. なし 2. 理学療法士等 3. 児童指導員						別紙18、別紙3、資格証(写)
					福祉・介護職員派遣改善加配対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員等特定処遇改善加配対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員等ベースアップ等追加加配対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※5)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						【共通様式(写)】派遣従事者等届出書 障害児通所サービス等派遣従事者届出書 ・派遣加算の写(別紙2-1,2-2) ・特定加算書(別紙2-1,2-2,2-3) ・ベースアップ加算書(別紙2-1,2-2,2-4) ・派遣加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1,2-2,2-3,2-4)					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※6)	1. I 2. II											
指定管理費料定運用区分	1. 非該当 2. 該当											
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当											
共生型サービス体制強化(※7)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						別紙24					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						児童相談所、市町村課長がわかる書類					



参考（県ホームページ）

■新規指定・更新・変更等の手続

「障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続」

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.htm> |



御清聴ありがとうございました。